

消防法の改正について

2004年11月
合同防災株式会社

平成13年9月1日に発生した新宿歌舞伎町ビル火災（延べ面積約500㎡ 小規模ビル火災にもかかわらず44名の犠牲者を出す大惨事）等を受け、大幅に消防法が改正されたことは皆様ご承知の事ではありますが法令改正前との相違点を下記に記しますのでご参考にして下さい。

改正上の趣旨

上記火災事故の教訓にして雑居大規模複合用途ビルや小規模ビルでも避難防火上確保が困難なビル等を主に考慮しビルを統括した防火管理と安全な避難確保をポイントに法令改正がなされました。

	内 容	改正前	改正後
1	消 防 立 ち 入 り 検 査	予告通知の上	予告なしでも可能（24時間）
2	措 置 ・ 使 用 禁 止 命 令		より明確に規定され場合によっては消防吏員でも発動可能
3	自 動 火 災 報 知 設 備 設 置		拡大・強化
4	避 難 上 必 要 な 施 設 の 管 理		義務づけ強化
5	防 火 管 理 の 徹 底	消防署の定期・不定期の査察	防火対象物定期点検報告制度の新設（詳細は別紙資料参照）
6	罰 則 の 強 化		措置命令違反等に対して罰金の引き上げ及び関係者の罰則強化がされた。（別紙参照）
7	そ の 他	消防法17条3の3の規定による消防設備等の法定点検	従前通り実施

GODO

We are all for users
<http://www.goudou119.co.jp>